

		課税期間		氏名又は名称	
項 目				金 額	
	課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①	円		
	免 税 売 上 額	②			
	非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 値	③			
	課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)	④	※申告書の⑮欄へ		
	課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)	⑤			
	非 課 税 売 上 額	⑥			
	資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	⑦	※申告書の⑮欄へ		
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)				[%] ※端数切捨て	
	課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)	⑧	※注2参照		
	課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 (⑧ × 6.3 / 108)	⑨	※注3参照		
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額	⑩	※注2参照 ※上記課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載してください		
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 (⑩ × 6.3 / 100)	⑪	※注3参照		
	課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑫			
	納 税 義 務 の 免 除 を 受 け ない (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑬			
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑨ + ⑪ + ⑫ ± ⑬)		⑭			
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 9 5 % 以 上 の 場 合 (⑭ の 金 額)		⑮			
課 税 売 上 高 が 5 億 円 超 又 は 課 税 売 上 割 合 が 95% 未 満 の 場 合	個 別 対 応 方 式	⑭ の うち、課税売上げにのみ要するもの	⑯		
		⑭ の うち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の	⑰		
		個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 [⑯ + (⑰ × ④ / ⑦)]	⑱		
		一 括 比 例 配 分 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑭ × ④ / ⑦)	⑲		
控 除 の 税 調 整 額	課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額		⑳		
	調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 (非 課 税 業 務 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額		㉑		
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑮、⑱ 又 は ⑲ の 金 額) ± ⑳ ± ㉑] が プ ラ ス の 時		㉒	※申告書の④欄へ	
	控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑮、⑱ 又 は ⑲ の 金 額) ± ⑳ ± ㉑] が マ イ ナ ス の 時		㉓	※申告書の③欄へ	
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額		㉔	※申告書の③欄へ		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑧及び⑩欄には、値引き、割引し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、⑨又は⑪欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額}^{\text{⑨}} = \left[\frac{\text{課税仕入れに係る支払対価の額（仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額）}}{108} \times \frac{6.3}{108} \right] - \left[\frac{\text{仕入対価の返還等の金額（税込み）}}{108} \times \frac{6.3}{108} \right]$$

$$\text{特定課税仕入れに係る消費税額①} = \left[\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額} (\text{特定課税仕入れ対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額}) \times \frac{6.3}{100} \right] - \left[\text{特定課税仕入れ対価の返還等の金額} \times \frac{6.3}{100} \right]$$

4 ⑩及び⑪欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみが記載する。
なお、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。

5 ②³欄と②⁴欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

2018年 税務グループ第1回 解答用紙

2019.7.28 実施

2

5

所属 (○を付けること) 東京・東海・近畿・九州
札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松

補習生カード番号:

氏名:

この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。
八年一月一日以後に開始する課税期間から、個人番号又は法人番号を記載する必要があります自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書(中間申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 平成 年 月 日)

四月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

この申告書による消費税の税額の計算	
課税標準額	①
消費税額	②
貸倒回収に係る消費税額	③
控除対象仕入税額	④
返還等対価に係る税額	⑤
貸倒れに係る税額	⑥
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧
差引税額 (②+③-⑦)	⑨
中間納付税額	⑩
納付税額 (⑨-⑩)	⑪
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫
この申告書 が修正申告 である場合 既確定税額	⑬
差引納付税額	⑭
この課税期間の課税売上高	⑮
基準期間の課税売上高	⑯
この申告書による地方消費税の税額の計算	
地方消費税 の課税標準 となる消費 税額	⑰
差引税額	⑱
還付額	⑲
納税額	⑳
中間納付譲渡割額	㉑
納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑)	㉓
この申告書 が修正申告 である場合 既確定 譲渡割額	㉔
差引納付 譲渡割額	㉕
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	㉖

㉖ = (㉑ - ㉒) - (㉓ - ㉔ + ㉕)・修正申告の場合 ㉖ = ㉑ + ㉕
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付記事項	割賦基準の適用	有	無	31
延払基準等の適用	有	無	32	
工事進行基準の適用	有	無	33	
現金主義会計の適用	有	無	34	
課税標準額に対する消費 税額の特例の適用	有	無	35	
参事考業事区分	課税売上高 (免税売上高を除く) 千円	売上割合%		
	第1種			36
	第2種			37
	第3種			38
	第4種			39
	第5種			42
第6種			43	
特例計算適用(令57澆)	有	無	40	
①及び②の内訳	区分	課税標準額	消費税額	
	3%分	千円	円	
	4%分	千円	円	
	6.3%分	千円	円	
③又は④の内訳	区分	地方消費税の課税標準となる消費税額		
	4%分		円	
	6.3%分		円	
還付を受ける金融機関と等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所		
	預金	口座番号		
	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-		
	郵便局名等			
※税務署整理欄				
税理士 署名押印	号 番 話 電 - ()			㉗
☐	税理士法第30条の書面提出有			
☐	税理士法第33条の2の書面提出有			

付表5 控除対象仕入税額の計算表

簡 易

		課税期間 . . . ~ . . .		氏名又は名称					
項 目				金 額					
課税標準額に対する消費税額（申告書②欄の金額）				①	円				
貸倒回収に係る消費税額（申告書③欄の金額）				②					
売上対価の返還等に係る消費税額（申告書⑤欄の金額）				③					
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額（①＋②－③）				④					
1種類の事業の事業者の場合〔控除対象仕入税額〕 ④×みなし仕入率（90％・80％・70％・60％・50％・40％）				⑤	※申告書④欄へ				
2種類以上の事業を営む事業者の場合	課税売上高に係る消費税額の計算	区 分		事業区分別の課税売上高（税抜き）		左の課税売上高に係る消費税額			
				円		円			
		事業区分別の合計額		⑥	売上割合	⑬			
		第一種事業（卸売業）		⑦	※申告書「事業区分」欄へ	%	⑭		
		第二種事業（小売業）		⑧	※ "		⑮		
		第三種事業（製造業等）		⑨	※ "		⑯		
		第四種事業（その他）		⑩	※ "		⑰		
		第五種事業（サービス業等）		⑪	※ "		⑱		
	第六種事業（不動産業）		⑫	※ "		⑲			
	控除対象仕入税額の計算式区分					算 出 額			
	原則計算を適用する場合 ④×みなし仕入率〔（⑭×90％＋⑮×80％＋⑯×70％＋⑰×60％＋⑱×50％＋⑲×40％）/⑬〕					⑳	円		
	特例計算を適用する場合	1種類の事業で75％以上 (⑦/⑥・⑧/⑥・⑨/⑥・⑩/⑥・⑪/⑥・⑫/⑥) ≥ 75％ ④×みなし仕入率（90％・80％・70％・60％・50％・40％）					㉑		
		2種類以上の事業で75％以上	(⑦＋⑧) / ⑥ ≥ 75％		④×〔⑭×90％＋(⑬－⑭)×80％〕/⑬		㉒		
			(⑦＋⑨) / ⑥ ≥ 75％		④×〔⑭×90％＋(⑬－⑭)×70％〕/⑬		㉓		
			(⑦＋⑩) / ⑥ ≥ 75％		④×〔⑭×90％＋(⑬－⑭)×60％〕/⑬		㉔		
			(⑦＋⑪) / ⑥ ≥ 75％		④×〔⑭×90％＋(⑬－⑭)×50％〕/⑬		㉕		
			(⑦＋⑫) / ⑥ ≥ 75％		④×〔⑭×90％＋(⑬－⑭)×40％〕/⑬		㉖		
			(⑧＋⑨) / ⑥ ≥ 75％		④×〔⑮×80％＋(⑬－⑮)×70％〕/⑬		㉗		
			(⑧＋⑩) / ⑥ ≥ 75％		④×〔⑮×80％＋(⑬－⑮)×60％〕/⑬		㉘		
			(⑧＋⑪) / ⑥ ≥ 75％		④×〔⑮×80％＋(⑬－⑮)×50％〕/⑬		㉙		
			(⑧＋⑫) / ⑥ ≥ 75％		④×〔⑮×80％＋(⑬－⑮)×40％〕/⑬		㉚		
			(⑨＋⑩) / ⑥ ≥ 75％		④×〔⑯×70％＋(⑬－⑯)×60％〕/⑬		㉛		
			(⑨＋⑪) / ⑥ ≥ 75％		④×〔⑯×70％＋(⑬－⑯)×50％〕/⑬		㉜		
			(⑨＋⑫) / ⑥ ≥ 75％		④×〔⑯×70％＋(⑬－⑯)×40％〕/⑬		㉝		
			(⑩＋⑪) / ⑥ ≥ 75％		④×〔⑰×60％＋(⑬－⑰)×50％〕/⑬		㉞		
			(⑩＋⑫) / ⑥ ≥ 75％		④×〔⑰×60％＋(⑬－⑰)×40％〕/⑬		㉟		
			(⑪＋⑫) / ⑥ ≥ 75％		④×〔⑱×50％＋(⑬－⑱)×40％〕/⑬		㊱		
			【控除対象仕入税額】 (選択可能な計算方式による㉑～㊱の内から選択した金額)					㊲	※申告書④欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額（売上対価の返還等の金額）があり、売上（収入）金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑫の欄にはその売上対価の返還等の金額（税抜き）を控除した後の金額を記入する。

2018 年 期 税務グループ第 1 回 考査解答用紙

2019. 7. 28 実施

3

5

所属（○を付けること） 東京・東海・近畿・九州
札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松

補習生カード番号：

氏名：

問題 2 地方税法概論

問 1

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧

問 2

A 収益配分額	B 雇用安定控除額	C 課税標準
百万円	百万円	百万円

問題 3 所得税法概論

問 1

所得の種類	所得金額 円
-------	-----------

所得の種類	所得金額 円
-------	-----------

所得の種類	所得金額 円
-------	-----------

所得の種類	所得金額 円
-------	-----------

問 2

配偶者控除	円
扶養控除	円
障害者控除	円
基礎控除	円

問 3

①	
②	
③	

2018 年 期 税務グループ第 1 回 考査解答用紙

2019. 7. 28 実施

4

5

所属（○を付けること） 東京・東海・近畿・九州
札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松

補習生カード番号：

氏名：

問題 4 資産税概論（譲渡所得及び財産評価）

問1

(1)	円
(2)	円
(3)	%
(4)	円

問 2

(1)	
(2)	%
(3)	円

問 3 1

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	

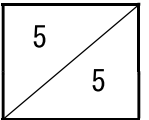
2

評価額：_____円

（計算過程）

2018 年 期 税務グループ第 1 回 考査解答用紙

2019. 7. 28 実施



所属（○を付けること） 東京・東海・近畿・九州 札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松	補習生カード番号：	氏名：
--	-----------	-----

問題 5 相続税法概論

問 1

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩		

問 2 (1)

相続税	円
(計算過程)	

(2)

制度	A: 暦年課税制度	B: () 制度
基礎控除	毎年 110 万円	() 万円
贈与者の年齢制限	なし	() 歳以上
届出義務	()	あり
相続時の精算	相続開始前 3 年以内に贈与した財産	贈与した財産全て
税率	超過累進税率 (10%～55%)	()

(3)

A:暦年課税制度	円
(計算過程)	
B: () 制度	円
(計算過程)	

(4)

利用すべき制度	() 制度
(根拠)	